

西郷村環境美化活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境美化の推進を図るため、環境美化活動を実施する団体に対し西郷村環境美化活動補助金を交付することについて、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助金交付の対象となる団体は、行政区、子供会、青年会、婦人会、老人会、PTA、スポーツ少年団、ボランティア団体（5名以上）、その他村長が適当と認める地域的団体とする。

（補助対象活動及び補助金の額）

第3条 補助金の対象となる活動は、次の各号に掲げる活動とし、補助金の額については別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、他の法令等に基づく同種の補助金を受けていない経費に限る。

- （1）資源等の回収活動
- （2）環境美化活動
- （3）前号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める活動

（補助金の交付申請及び実績報告）

第4条 前条第1号の補助金の交付を受けようとする団体は、西郷村環境美化活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。なお、上半期（4月から9月分）及び下半期（10月から翌年3月分）の2回に分けて申請するものとする。

- （1）回収業者に売り渡した取引票等の写し
- （2）活動前、活動中、活動後の写真
- （3）団体構成員名簿

2 前条第2号及び第3号の補助金の交付を受けようとする団体は、西郷村環境美化活動補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。なお、申請は年度内1回までとする。

- （1）領収書又はレシート（購入先、内訳が分かるもの）の写し
- （2）活動前、活動中、活動後の写真
- （3）購入した物品等が分かる写真
- （4）団体構成員名簿
- （5）収支決算書

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 村長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、適當と認めたときは西郷村環境美化活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 補助金交付決定通知を受けた団体は、西郷村環境美化活動補助金交付請求書（様式第4号）により請求するものとする。

2 第3条第1号については、上半期（4月から9月分）及び下半期（10月から3月分）の2回に分けて請求するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 村長は、村民による資源循環促進を図る観点から、この要綱において、次の各項のとおり手続の特例を認めるものとする。

2 規則第4条の規定による交付申請は、規則第13条に規定する実績報告と併合して行うものとする。

3 規則第5条の規定による交付決定及び規則第7条の規定による交付決定通知は、規則第14条に規定する補助金の額の確定と併合して行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けた団体があると認めたときは、その団体から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

別表第1（第3条関係）

資源等の回収活動（第3条第1号）	
活動内容	資源物の回収
対象経費	資源回収物の重量
資源回収物の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）・ 金属類（アルミ、スチール等）・ プラスチック類・ 布類・ 再利用ビン
補助金の額	資源回収物の回収量1キログラムにつき5円を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てる。） ただし、再利用ビンは本数で重量換算し、1キログラム未満の端

数は切り捨てる。

- ・ 1 升 (1.8ℓ) ビン 1 本あたり 1 キログラム
- ・ ビールビン 2 本あたり 1 キログラム
- ・ ジュースビン 3 本あたり 1 キログラム

別表第 2 (第 3 条関係)

環境美化を目的とした活動 (第 3 条第 2 号)	
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の清掃活動 (ごみ集積所のみ、公民館敷地のみの清掃は含まれない)・ 地域の草刈り・ 地域のごみ拾い・ 側溝の清掃・ 花などの植栽
対象経費	環境美化を目的とした活動に係る経費
経費の種類	<ul style="list-style-type: none">・ ゴム手袋類・ 軍手類・ 長靴類・ トング類・ ビニール袋類・ 花の苗等 <p>※食糧費、会議費、機械借上費、燃料費、役務費、保険料、除草剤等の薬剤は補助対象外</p>
補助金の額	当該年度につき上限10,000円